

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 337 回

米中貿易摩擦の影響が世界各国、特に日本やアジアの製造業に及んでいます。またダウは大暴落し円は急伸し、同時に日本の株価も1日に500円以上下落しています。そして中国の元も大幅下落し、11年ぶりに7元台となりました（これは意図したものかもしれませんが）。

問題はこの米中対立がいつまで続くのかという1点ですね。アメリカや中国の覇権主義は世界各国に大きな影響を及ぼしていますので、いかげんに矛を収めてほしいものですが…。両者の覇権主義は少し内容が異なっており、なかなか簡単には収まらないかもしれませんね。

そうした場合、我が日本はどうするのか、これが問題ではないかと思えます。やはり初心にかえてあの超円高の時を思い出して下記のように対応することが大切です。

- ① 内需拡大
- ② インフラ整備（昔行ったトンネル・橋等の改修）
- ③ 日本にしかない技術力のアップ

これがいま日本を支えています。日本にしかない部品等が日本を救っています。

そして、できれば外国に負けないためにも特許・ノウハウの充実等をますます実行していく。ピンチをチャンスに変えて実行すれば、この大変な時を乗り切ることができるのではないかと思います。

皆さん、一致団結して頑張ろうではありませんか！

## 前田の《今人生を語る》第 242 回

## めざめよ日本人 (164)

ベンチャー企業の創業者の中には、自らが財産を築きたい、名声を得たいという思いから事業をスタートさせる人も多いでしょう。

しかし経営するときの「エンジン」となるものが、経営者の私利私欲・功名心や名誉欲のみにとどまっていたら、一時はうまくいっても永続的に会社を発展させ続けることはできません（稲森和夫氏）

お互い感謝の気持ちを持って事業を行いたいものですね。

## 軽減税率及び新旧税率の判定と事業者の対応

児島 和世

## 1. 「軽減税率制度」への移行スケジュール

消費税の軽減税率は、平成 24 年 12 月の第二次安倍内閣の発足以来の懸案でしたが、ついに、平成 28 年度税制改正において、消費税率 10%への引き上げに合わせて軽減税率を導入することが決定しました。

その後、平成 28 年 11 月 18 日に成立し 11 月 28 日に公布された改正法により、税率引上げの時期が 2 年半延期されたことから、軽減税率の導入も、令和元年 10 月 1 日となりました。

消費税は、令和元年 10 月 1 日に複数税率となり、以後 10 年をかけて「軽減税率制度」へ移行します。

## 2. 新旧税率の適用関係

令和元年 10 月 1 日の税率引き上げ前後に行う取引については、新旧どちらの税率を適用するのかが問題となります。適用する税率は、原則として、譲渡する目的物を引き渡した日に施行されている税率です。

例えば、9 月 30 日までに商品の引き渡し完了していれば、その代金を受け取る日が 10 月 1 日以後であっても、商品を引き渡した日の税率 8%を適用します。

また、9 月 30 日までに前金を受け取っていたとしても、10 月 1 日以後に商品を引き渡した場合には、商品を引き渡した日の税率 10%を適用します。

## 3. 仕入税額控除の方式

複数税率制度への移行に伴い、「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）の導入が予定されていますが、「当面は、執行可能性に配慮し、簡素な方法によることとする」（平成 28 年与党大綱 12 頁）とされ、令和元年 10 月 1 日（軽減税率導入時）から令和 5 年 9 月 30 日（適格請求書等保存方式導入前日）までの 4 年間は、「区分記載請求書等保存方式」によって税率の区分経理に対応することとなります。

区分記載請求書等保存方式とは、現行の請求書等保存方式を維持したうえで、帳簿及び請求書等の記載事項を追加するものです。記載事項とは、「軽減」等と省略して記載することや、事業者が定めた記号を付す方法によることができます。したがって、帳簿においては、その税区分を「軽減対象資産の譲渡等」としていれば、この要件を満たすことになります。

一方、請求書等（請求書、納品書その他これらに類する書類）の記載事項には次の①②が追加され、これらを記載した「区分記載請求書」の保存が仕入税額控除の要件となります。

- ① 軽減対象資産の譲渡等である場合にはその旨
- ② 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込）

ただし①②の事項は、請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することが認められているためそれらの記載がない請求書等を交付された場合であっても、その請求書等の交付を受けた事業者が、その取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し保存することで、仕入税額控除を行うことが認められます。

なお、請求書等の交付を受けた事業者による追記が認められているのは、区分記載請求書等の記載事項のうち、上記①②の項目だけです。それ以外の項目については、追記や修正を行うことはできません。

## 4. 適格請求書発行事業者登録制度

「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）は、令和 5 年 10 月 1 日に導入することとされています。

「適格請求書等保存方式」とは、「適格請求書発行事業者登録制度」（いわゆる事業者登録制度）を基礎として、原則として、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた登録番号の記載のある「適格請求書」等の保存及び帳簿の保存を仕入税額控除の要件とするものです。3 万円未満の公共交通料金等「適格請求書等の保存を要しない取引」に該当するものを除き、免税事業者や消費者からの課税仕入は、仕入税額控除の対象なりません。

適格請求書発行事業者には、適格請求書等の交付及び写しの保存の義務があります。

免税事業者は適格請求書発行事業者になることはできません。

また、適格請求書発行事業者には、事業者免税点制度は適用されません。したがって、適格請求書発行事業者は、基準期間における課税売上高および特定期間における課税売上高が 1,000 万円以下となっても、取りやめの手続きを行わない限り、免税事業者となることはできません。

登録申請及び登録の取りやめの手続きの時期に留意する必要があります。

課税仕入を行った事業者は、登録番号の記載のない請求書等を受け取ることによって、仕入先が免税事業者であることを確認することとなります。

ただし、激変緩和の趣旨から、適格請求書等保存方式の導入後 6 年間は、適格請求書等保存方式において仕入税額控除が認められない課税仕入であっても、区分記載請求書等保存方式において仕入税額控除の対象となるものについては、一定の割合で仕入税額控除が認められます。